

生物多様性 神戸プラン 推進委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 「生物多様性 神戸プラン」を多様な主体の協働により推進し、取組みの改善・強化等に関する指導・助言・提案等を広く聴取するため、「生物多様性 神戸プラン推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を開催する。

(委員)

第2条 推進委員会に参加する委員は、一般委員及び臨時委員とする。一般委員は、次に掲げるもののうちから、環境局長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民・市民団体
- (3) 事業者
- (4) 市職員
- (5) 前4号に掲げるもののほか、環境局長が特に必要があると認める者

2 会議の議題により、必要な場合は、前項の各号に掲げるもののうちから臨時委員を委嘱又は任命することができる。

3 一般委員及び臨時委員の人数は、あわせて20名以内とする。

(任期)

第3条 一般委員(前条第1項第4号に掲げるもののうちから任命された者を除く。以下この条において同じ。)の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、委嘱を受けた時から当該議題が終了する時までとする。

3 一般委員および臨時委員は再任できる。

(委員長の指名)

第4条 環境局長は、一般委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会の進行をつかさどる。

3 環境局長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行するものを指名する。

(会議の開催)

第5条 環境局長は、議題に応じて、一般委員および臨時委員の中から適任の委員を招集し、会議を開催する。

(会議の公開)

第6条 推進委員会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、環境局長が公開しないと決めたときはこの限りではない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 条）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する

（施行細目の委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、環境局環境保全部長が定める。

（付則）

この要綱は、平成 23 年 8 月 11 日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成 25 年 8 月 9 日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成 27 年 8 月 11 日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失効する。